

健康増進施設整備・運営事業

特定事業の選定

令和3年（2021年）5月

西知多医療厚生組合

健康増進施設整備・運営事業

特定事業の選定について

西知多医療厚生組合（以下「組合」という。）は、令和3年（2021年）3月1日に、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第5条第3項の規定により、健康増進施設整備・運営事業に関する実施方針を公表した。この度、PFI法第7条の規定により、健康増進施設整備・運営事業を特定事業として選定したので、PFI法第11条第1項の規定により、特定事業選定に当たっての客観的評価の結果をここに公表する。

令和3年（2021年）5月14日

西知多医療厚生組合 管理者

1 事業の概要

(1) 事業名称

健康増進施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）

(2) 公共施設等の管理者

西知多医療厚生組合 管理者

(3) 事業内容

本事業においては、実施方針で示したとおり、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）が次の業務を実施するものとする。

ア 健康増進施設（以下「本施設」という。）の施設整備（設計、建設及び工事監理）に関する業務

イ 本施設の開業準備に関する業務

ウ 本施設の維持管理に関する業務

エ 本施設の運営に関する業務

(4) 事業方式

本事業は、PFI法第14条第1項に基づき、本施設の管理者である組合が、事業者と締結する本事業に係る契約（以下「事業契約」という。）に従い、事業者が、設計及び建設等の業務を行い、組合に所有権を移転した後、事業契約に定める事業期間が終了するまでの間、維持管理及び運営業務を行う方式（BTO: Build Transfer Operate）により実施する。

(5) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和26年（2044年）3月31日までとする。

(6) 公共施設等の立地条件及び規模

ア 事業予定地：愛知県知多市緑町9番の一部及び10番の一部

イ 敷地面積：約12,000 m²

2 事業の評価

組合の財政負担見込額に係る定量的評価及び事業リスク等に係る定性的評価を行い、総合的な評価を行った。

(1) 組合の財政負担見込額による定量的評価

ア 組合の財政負担見込額算定の前提条件

本事業を組合が自ら実施する場合及びP F I 事業として実施する場合の財政負担見込額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。なお、これらの前提条件は組合が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

また、組合から事業者へのサービス対価は、事業者が実施する本施設の設計及び建設等の業務に係るサービス対価と本施設利用者から得る収入によって回収できない維持管理費及び運営費相当のサービス対価から構成する。

表 財政負担見込額算定の前提条件

算定項目	組合が自ら実施する場合	P F I 事業として実施する場合
財政負担の主な内訳	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設整備費用（調査・設計費、建設工事費、什器・備品の調達・設置費、工事監理費等） ② 開業準備費用 ③ 維持管理及び運営費用 ④ 地方債の償還に要する費用 	<ul style="list-style-type: none"> ① サービス対価（調査・設計費、建設工事費、什器・備品の調達・設置費、工事監理費、開業準備費、維持管理費及び運営費、割賦手数料、本事業を実施する株式会社の設立経費、資金調達のための手数料等） ② アドバイザー費用 ③ モニタリング費用
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業期間：約22年1か月 <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計及び建設工事期間：約2年 ・ 開業準備期間：約1か月 ・ 維持管理期間：約20年1か月（開業準備期間含む） ・ 運営期間：20年 ② 割引率：0.873% ③ インフレ率：考慮しない 	
事業収入	利用料金収入を見込む	
資金調達に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ① 地方債（公的資金） <ul style="list-style-type: none"> ・ 償還期間 15年（元本据置3年） ・ 元金均等償還（年2回） ・ 調達金利は、西知多医療厚生組合の起債条件に基づき設定 ② 一般財源 	<ul style="list-style-type: none"> ① 民間金融機関借入金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 償還期間約20年 ・ 元利均等償還（年4回） ・ 調達金利は、近年の金利動向を参考に、融資が可能となる水準に設定 ② 一般財源
設計、建設及び工事監理に関する費用	想定する施設計画に基づき、同規模・同用途の他事例の実績等を勘案して設定	組合が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が可能となるものとして設定
開業準備に関する費用	想定する施設計画に基づき、同規模・同用途の他事例の実績等を勘案して設定	組合が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が可能となるものとして設定
維持管理及び運営に関する費用	想定する施設計画に基づき、同規模・同用途の他事例の実績等を勘案して設定	組合が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が可能となるものとして設定

イ 財政負担見込額の比較

上記前提条件に基づき、組合が自ら実施する場合及びP F I 事業として実施する場合の組合の財政負担見込額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額により比較すると次の表のとおりとなり、P F I 事業として実施することにより、約1億2千4百万円（3.1%）の財政負担額の削減が見込まれる。

表 財政負担見込額の比較

比較項目	組合が自ら実施する場合	P F I 事業として実施する場合
財政負担見込額 (現在価値)	3,963 百万円	3,839 百万円
指数	100.0	96.9%

(2) P F I 事業として実施することの定性的評価

ア 財政支出の平準化

組合が自ら実施する場合は、施設整備段階で一時に多額の財政負担が発生するが、P F I 事業として実施する場合は、施設整備費を事業者が自ら調達し、施設整備を行う。組合は施設整備費相当額をサービス対価の一部として、維持管理及び運営期間を通じて事業者に一定額ずつ支払うため、本施設の整備等に係る組合の財政支出の平準化が期待できる。

イ 効率的な設計、建設、開業準備、維持管理及び運営の実施

本施設の設計、建設、開業準備、維持管理及び運営の各業務について、事業者が一貫して実施することにより、事業者独自の創意工夫やアイデア、ノウハウ、技術力及び資金調達能力等が最大限に発揮されることが期待できる。

特に本事業では、自主事業の実施を認めることに加え、事業者を指定管理者に指定し「利用料金制度」を導入することで、事業者は、施設利用者からの利用料金を収入とすることができることから、本施設のより一層の利用促進や効率的な維持管理及び運營業務の実施等の相乗効果が図られることが期待できる。

ウ リスク分担の明確化による安定した事業実施

計画段階であらかじめ事業全体を見通したリスク分担を明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できるとともに、適正なリスク管理により過度な費用負担を抑制することが可能となる。

(3) 総合評価

本事業をP F I 事業として実施することにより、組合が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた組合の財政負担額について、約 3.1%の削減（リスク調整額を除く。）が見込まれ、さらに、公共サービスの水準の向上及び事業の安定化も期待できる。

なお、組合から事業者に移転するリスク等を勘案すると、さらなるV F M (Value For Money) の拡大が見込まれる。

以上により、本事業をP F I 事業として実施することが適当であると認められることから、P F I 法第7条の規定より特定事業として選定する。